独立役員届出書

1. 基本情報

会社名		油研工業株式会社 コード 6393							
提出日		2020/6/8	異動(予定)日		2020/6/25				
独立役員届出書の 提出理由 定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため									
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)									

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性 (※2・3)										異動内容	本人の 同意			
田り	田勺			а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	I	該当なし	大利的各	同意
1	河渕 健司	社外取締役	0										Δ					有
2	鈴木 正明	社外取締役	0													0		有
3	山浦 秀雄	社外監査役	0							Δ			Δ					有
4	永山 篤史	社外監査役	0										Δ				新任	有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

<u>o.</u>	<u>独立役員の禹性・選仕理田の説明</u>	
番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	河渕健司氏は、当社の取引先のひとつである株式会社TAIYOに2015年6月まで在籍しておりました。	河渕健司氏は、当社が定める独立性を客観的に判断する「当社独立役員の独立性基準」により、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく十分な独立性を有していると判断しているため、独立役員に指定しております。同氏の出身先である株式会社TAIYOと当社に取引がありますが、取引金額は僅かであり、主要取引先に該当いたしません。同氏は企業経営者および業務執行者としての豊富な経験と見識を有していることから、社外取締役として公正な立場で当社取締役会の透明性の向上と監督機能の強化に寄与していただけるものと判断しております。
2		鈴木正明氏は上記から のいずれにも該当しておらず、当社が定める独立性を客観的に判断する「当社独立役員の独立性基準」により、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく十分な独立性を有していると判断しているため、独立役員に指定しております。また、公認会計士、税理士としての専門知識および他社における社外取締役、社外監査役としての経験等を豊富に有していることから、社外取締役として公正な立場で当社取締役会の透明性の向上と監督機能の強化に寄与していただけるものと判断しております。
	銀行(現株式会社みずほ銀行)に2006年7月まで在籍しておりました。ま	山浦秀雄氏は業務執行者としての豊富な経験と見識を有し、また他社における監査役経験も有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。同氏の出身先である株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)は当社の借入先でありますが、同氏が同行を退職してから10年以上経過しております。さらに、当社は複数の金融機関と取引を行なっており、同行への借入依存度は他社に比べて突出しておりません。また、当社は同氏の出身先であるみずほ総合研究所株式会社と取引がありますが、取引金額は僅かであり主要取引先に該当いたしません。以上のことから、同は当社が定める独立性を客観的に判断する「当社独立役員の独立性基準」により、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく十分な独立性を有していると判断しているため、独立役員に指定しております。
4	永山篤史氏は、当社の借入先のひとつであり、当社と取引のある第一生命 保険株式会社に2019年6月まで在籍しておりました。	永山篤史氏は、企業経営者および業務執行者としての豊富な経験と見識を有し、また他社における監査役経験も有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。「自己株式を除く)は4,98%であり、また同社は当社の構立でありますが、当社は複数の金融機関と取引を行なっており、借入金総額に占める同社の割合は僅かであります。更に、同社と当社は取引がありますが、取引金額は僅かであり主要取引先に該当いたしません。以上のことから、同氏は当社が定める独立性を客観的に判断する「当社独立役員の独立性基準」により、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく十分な独立性を有していると判断しているため、独立役員に指定しております。
5		

補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
 ※2 役員の属性についてのチェック項目
 a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d. 上場会社の現会社の監査役(社外監査役の場合)
 e. 上場会社の見弟会社の警務執行者
 f. 上場会社の見弟会社の警務執行者
 f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g. 上場会社の主要な取引先とする者又はその業務執行者
 h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j. 上場会社の取引先(f、g及び内のいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載している場合は「△」を表示してください。
 ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
 ※4 a~l のいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
 ※5 独立役員の選任理由を記載してください。